



【白石論文 カラー図版1】岐州市街震火災ノ図(明治天皇御手許書類「岐阜県下震災概況書 明治二十四年十月二十八日」(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号52300))所収。



【白石論文 カラー図版2】(第1号)「岐阜県岐阜市今市ヨリ西南ヲ見ル圖」
「濃尾震災写真帖(明治24年)」(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号B8・200) 第1冊所収(以下同様)



岐阜縣岐阜市笹土居町ノ北見ル圖

【白石論文 カラー図版7】(第6号)「岐阜県岐阜市笹土居町ヨリ北ヲ見ル圖」



岐阜縣岐阜市本町ノ東南ヲ見ル圖

【白石論文 カラー図版3】(第2号)「岐阜県岐阜市本町ヨリ東南ヲ見ル圖」



岐阜縣伊奈波神社境内ヨリ岐阜市街ヲ見ル圖

【白石論文 カラー図版8】(第7号)「岐阜県伊奈波神社境内ヨリ岐阜市街ヲ見ル圖」



岐阜縣岐阜市上ヶ門ヨリ七曲町ヲ見ル圖

【白石論文 カラー図版4】(第3号)「岐阜県岐阜市上ヶ門ヨリ七曲町ヲ見ル圖」



岐阜縣病院構内ニ於テ罹災負傷者施術之圖

【白石論文 カラー図版9】(第8号)「岐阜県病院構内ニ於テ罹災負傷者施術之圖」



岐阜縣岐阜市釜石町ノ東ノ圖

【白石論文 カラー図版5】(第4号)「岐阜県岐阜市釜石町ノ東ノ圖」



岐阜縣岐阜市伊奈波神社境内ヲ見ル圖

【白石論文 カラー図版6】(第5号)「岐阜県岐阜市桜町ヨリ伊奈波神社境内ヲ見ル圖」

明治三陸地震津波写真の撮影地点 ※上段は明治29年。下段は現在



【白石論文 カラー図版10】「気仙郡末崎村字細浦浜東北面間ヲ写シタルモノ 破壊ノ家屋ハ海面上ニ漂フモノナリ」
(高橋直寿撮影か) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「諸国災害実況写真」(B9-33)



【白石論文 カラー図版11】岩手県大船渡市末崎町細浦
(平成30年(2018) 5月4日 白石烈撮影)



【白石論文 カラー図版12】「気仙郡気仙村 字港(南面)」
宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「諸国災害実況写真」(B9-33)



【白石論文 カラー図版13】岩手県陸前高田市気仙町字湊
(平成30年(2018) 5月4日 白石烈撮影)



中央社會事業協會總務部長 原泰一
 文部屬 草場琢成
 財團法人佐賀育兒院長 田口英山
 內務省社會局屬 杉田三朗
 財團法人岩手養育院長 小原源八
 岩手養老院長 橋本壽太郎
 日本少年指導會々長 橋本壽太郎
 財團法人大本山總持寺社會事業部事務理事 古坂明詮
 財團法人頤館慈惠院事務理事 宮崎大四郎
 頤館盲啞院長 佐藤政次郎
 財團法人日本育兒院長 五十嵐喜廣
 宮内大臣官房總務課長 鹿兒島虎雄
 文部省普通學務局長 武館欽一
 (財團法人體育振興會代表) 富田愛次郎
 內務省社會局社會部長 富田愛次郎
 中央盲人福祉協會會長 侯爵大久保利武
 帝國更新會副會長 増田次郎
 宮内大臣 湯淺倉平
 司法大臣官房保護課長 秋山要
 中央社會事業協會副會長 窪田靜太郎
 金澤育兒院事務理事 島田胖
 東京育成園主事 松島正儀
 財團法人戰役記念保育會事務理事 木村義吉
 財團法人平安養育院理事 秦 隆真
 中央社會事業協會主事 朝比奈泰
 鳥取盲啞學校長 遠藤董
 北海道授産場主事 巖城靜政
 司法屬 宇野信平
 行政裁判所評定官 村上恭一
 富山慈濟院理事 中村寛澄
 宮内屬 佐野惠作
 福岡縣聯合保護會會長 猪俣治六
 宮内書記官 土師貞次郎

【辻岡論文 図版③】優良社会事業団体代表者の集合写真 昭和8年12月22日、於宮内省飯庁舎前撮影(大臣官房總務課「恩賜録2」昭和8年、第14号ノ7、7669-2、宮内庁宮内公文書館所蔵)

三石府 二天

撫民事

一 可平減自今年三五年諸國諸臣國表秋下
濟事

右國者以民為天非矣者何歎國者以民為本
本者何依國茲以養民為德政以撫民為善政
思人天類為精福之象之故孔子曰省力德
薄賦斂則民富矣日本事紀曰仁德天皇御宇
百姓既百家長炊者降三年深役寬平軍
管家勅養濟窮民急之濟窮民者免調庸
省租稅減信役加賑恤之義之而今欲免調稅租
則么用猶多可政物煩欲用舍加賑則其
不良生也必實仗望者天下今年之才信以皆
百姓之制役之世賢人眉之將濟民之再猶不
國表更之之今極民之官極取治持得諸國
諸臣國自今年三五年收其減表秋下濟事
若得黎民之豐贖始編乞者會吏云云

【植田論文 図版】九条本『撫民儉約之事(文永三年)』第5紙(B) ③前左大臣洞院実雄意見状案 冒頭

二箇隆事

撫民事

一 撫民事

右極民之道乞不棄唐時下力奉
然之每當東作而收之期乞其月
諸國遍設優免人吏傳長役者宜
加以益者不始乞益乞

一 恤物事

右身不致以恤物不致非在無行之
趣人假令台者全其破者以銀幣補
之銀幣破者以銅幣補之不急而止
美就恤之策也萬物准之今如欲行
昔其國舊天始造新造之類也即
乞恤物之計乞若所新造之類乞
然乞改用奏至初於上階之台法不
宜者乎

一 前二階之乞及大概此乞人之
踏奏者乞之憂若者過於五木之世造

【植田論文 図版】九条本『撫民儉約之事(文永三年)』第9紙(A) ④兵部卿四条隆親意見状案 冒頭

